



日本でのIFRS導入の課題

国際財務報告基準（IFRS）の日本での適用に関する議論は、2011年6月、当時の金融担当大臣の発言で大幅に延期されることとなった。しかし、最近開催された企業会計審議会でもIFRSについての議論が再度行われている。

今までの経緯

① 2007年8月「東京合意」

日本の企業会計基準委員会（ASBJ）とIFRSの基準設定主体である国際財務報告基準審議会（IASB）の間で「東京合意」が締結され、日本基準とIFRSで差異を早期解消することで合意した。

② 2009年6月「我が国における国際会計基準の取り扱いに関する意見書（中間報告）」

- 一定の要件を満たす上場企業の連結財務諸表にIFRSの任意適用を認める。
- 将来的な強制適用の判断は2012年を目途に行い、適用開始は2015年から2016年を予定。

③ 2011年6月

金融担当大臣(当時)閣議後記者会見

- 少なくとも2015年3月期の強制適用は考えていない。
- 強制適用にあたってはその決定から5～7年程度の十分な準備期間が必要。
- 米国基準による開示は使用期限（2016年3月期）を撤廃し、引き続き使用可能とする。

④ 最近の「企業会計審議会」での議論（本年3月26日、4月23日開催）

IFRSへの対応について以下の議論がされた。

1. カナダ、韓国の適用状況
2. IFRS財団のガバナンス改革
3. 会計基準アドバイザーフォーラムについて
4. 経団連からの報告等

IFRSはなぜ必要か

言うまでもないが、IFRSとはグローバルベースで適用される単一の会計基準である。

このような会計基準が必要である背景は、企業が作成する財務諸表の比較可能性・信頼性を担保することである。このことにより投資家の企業投資に対する円滑な意思決定が可能となる。

例えば、日本のトヨタは日本の会計基準により財務諸表を作成し、アメリカのGMは米国の会計基準により、更にはドイツのメルセデスはIFRSにより財務諸表を作成している。これらの3社のうちどこに投資すべきかを投資家が判断しなければならない場合、投資家は日本、アメリカ、IFRSの会計基準すべてを理解したう

えで3社の財務諸表を比較しなければならない。投資家にとっての財務諸表の比較可能性は全く担保されていない状況である。

もし、トヨタ、GM、メルセデスが同一の会計基準を使用して財務諸表を作成し公表すれば、投資家はそれぞれの国の会計基準の知識がなくても企業比較ができることになる。そもそも、投資家にすべての国の会計基準を理解することを要求するのは無理難題を押し付けている。

従って、財務諸表の比較可能性を担保し資本市場の信頼性を確保するためにも、グローバルベースで単一の会計基準であるIFRSの導入は必要である。それにより、IFRS適用企業の企業価値は増大し、海外からの資金調達も含め企業経営により有利になるのである。勿論、IFRSそのものは会計基準として高品質でなければならない。

世界各国のIFRS適用状況

企業会計審議会は、一昨年末に世界各国のIFRSの適用状況について現地調査を実施し、その概要を報告している。

● 欧州

欧州はIFRSを2005年からEU域内上場企業の連結財務諸表に強制適用している。IFRS導入の理由は、EUを構築する際に、それぞれのEU加盟国が異なった会計基準を使用することは財務諸表の比較可能性を低下させ、クロスボーダー取引を妨げ、欧州に対する投資の減退につながるという懸念に対応するためであった。IFRS導入により、市場全体でみれば導

入コストよりも導入によるベネフィットが上回ったという意見が多い。そのベネフィットとは①欧州資本市場の競争力の向上、②資本コストの低下、③海外子会社の管理を含め内部管理が容易になった、等が挙げられている。

一方、IFRSの導入により①システム投資を含めた投資コストが発生した、②財務諸表の注記開示が大幅に増加した、等の懸念も指摘されている。

● 米国

米国は日本や他の国と異なり、自国の会計基準をIFRSに収斂させていく、いわゆるコンバージェンスではなく、IFRSを米国基準に取り入れるアプローチ、いわゆるコンドースメントという手法を提唱している。米国の上場企業は米国基準の

適用が求められているが、外国企業で米国に上場している企業についてはIFRSの任意適用が可能である。

IFRSは米国基準や日本基準と異なり原則主義を採用している。すなわち一つひとつの基準を事細かに規定するのではなく（細則主義）、基準の原則のみを規定し、その適用にあたってはそれぞれ企業や監査人の判断に任せるといった原則主義の立場である。

米国では訴訟が極めて多いので原則主義が果たして十分機能するかという懸念がある。また、歴史的に企業も監査人も細則主義に慣れているので、原則だけを示されその適用は自らの判断で行うことが実務的に可能であるかという懸念、すなわちIFRS導入にあたっては導入のためのガイダンスが必須であるという意見も多い。

また、IFRSをそのまま米国市場で適用することについては多くの米国資本市場関係者からは支持されていないが、グローバルベースで単一の高品質な会計基準を作成することに対しては、米国はG20等を通して大きな支持をするとともにその必要性を主張している。

● カナダ

カナダでは2011年1月よりIFRSが導入され、上場企業や金融機関に対しその適用が強制されている。ただし、米国SECに登録しているカナダ企業は米国基準の使用も認められている。

IFRSの強制適用に明確に反対する意見は少数であったものの不満がなかったわけではない。カナダの戦略は、米国のIFRSに対する状況によりカナダの対応が決定

されるべきではないというものであった。

● 韓国

韓国は2011年からIFRSの強制適用をすべての上場企業の連結・単体財務諸表に対し実施しているが、韓国語に翻訳されたいわゆるK-IFRSを適用している。また、金融機関についても上場・非上場を問わずK-IFRSが適用されている。

韓国ではK-IFRSの適用により①海外上場企業の財務諸表作成コストの低減が図られた、②韓国企業のIRの向上にIFRSが役に立っている、③会計の透明性が確保された、④韓国の対外的地位の向上につながっている、等の意見がある。

日本の現状

日本におけるIFRSの任意適用は、日本電波工業が2010年3月期の財務諸表に対し任意適用を開始し、現在まで8上場企業が任意適用をしている。また、三井住友ファイナンシャルグループは米国で上場する際にIFRSにより財務諸表を作成し開示している。この他、IFRSの任意適用を公表している企業は8社ある。

日本経団連の推計によれば、上記のIFRS任意適用企業8社、任意適用公表企業8社に加え、IFRS適用を検討している企業は合計60社に上るとしている。そして、これら60社の株価時価総額は約75兆円であり、時価総額上位50社のうち約4割の企業が公表または検討を行っていると考えている。

ドイツのメルセデスは
IFRS

日本のトヨタは
**日本の
会計基準**

アメリカのGMは
**米国の
会計基準**



日本の課題

● IFRS任意適用での問題点

現在の日本の資本市場では日本基準、米国で上場している企業は米国会計基準、そしてIFRSの3つの会計基準が混在している。一つの資本市場で複数の会計基準が存在すれば投資家にとっては混乱の要因になるであろうし、我が国資本市場の信頼性はどのようにして確保されるかが大きな問題点である。

● コンバージェンスかアドプションか

IFRSに自国の会計基準を近づけていく、いわゆるコンバージェンス。これはIFRSの全面適用、すなわちアドプションとは大きく異なる。コンバージェンスはIFRSに近づいていくだけであるから、例えばコンバージェンスが完了しても、その後IFRSそのものが改訂されればコンバージェンスした日本基準とIFRSの乖離は再び発生することになる。このようなことを考慮するとコンバージェンスはアドプションの代替にはならず、適用コス

トはコンバージェンスの方が高くなる可能性が充分ある。従って、コンバージェンスの方法よりもアドプションのアプローチの方が日本にとっては現実的であると思われる。

● 原則主義のIFRS

前述したようにIFRSは基本的な原則のみを定めその適用にあたっては企業の判断、もしくは監査人の判断にゆだねられている。日本の会計基準は米国と同様に細則主義、一つひとつの基準が事細かに規定され適用の判断が入る余地がないほど規則の解釈が規定されている。

このような状況において、IFRSを適用する際に解釈指針が強く求められることは容易に想像できる。しかし、IFRSの解釈指針は原則的にIFRS解釈指針委員会のみが公表し、適用各国は解釈指針を発行する権限は与えられていない。

しかし、日本においてIFRSを円滑に導入、使用するためにも実務ガイダンス的な指針は必要であり、そのガイダンスはどこで作成しどのような効力を有するかを明確にする必要がある。

IFRS 任意適用企業	適用時期
日本電波工業	2010年3月期
HOYA	2011年3月期
住友商事	2011年3月期
日本板硝子	2012年3月期
日本たばこ産業	2012年3月期
ディー・エヌ・エー	2013年3月期
SBIホールディングス	2013年3月期
アンリツ	2013年3月期

IFRS 任意適用公表企業	適用時期
マネックスグループ	2013年3月期
トーセイ	2013年11月期
中外製薬	2013年12月期
旭硝子	2013年12月期
楽天	2013年12月期
アステラス製薬	2014年3月期
ソフトバンク	2014年3月期
丸紅	2014年3月期

● 日本からの発言権の確保

IFRSを設定している組織、IASBやそれを監視するIFRS財団、更には米国SEC、欧州委員会、日本の金融庁等で構成されているモニタリングボード等における理事・評議員・委員等に、従来から日本は深く関与し複数の席を確保している。例えばIFRS財団においては副議長を含む2名の評議員、IASBにおいては16名のボードメンバーのうち1名、更にはモニタリングボードにおいては金融庁担当官が議長を務める等、これらの組織に対し深く関与し強い発言権を有している。

しかし、これらの組織のメンバー選考はIFRSを適用することを前提としている。従って、日本がIFRSを適用しない限り、これらの組織の重要なポジションが

引き続き日本に与えられる保証は全くなく、日本の発言権は大きく削られる可能性がある。

* *

以上のようにIFRS適用についての課題は山積である。グローバルベースで唯一の会計基準であるIFRSに対し、日本からの発言、関与度合いを強化することはまさに喫緊の課題である。そのためには日本の方向性をロードマップという形で具体的に示す必要がある。

また、日本におけるIFRS任意適用企業が数百家にならない限り日本がグローバルベースでIFRSに対し重要な地位を確保しているということにはならない。

活動報告

「日本公認会計士協会神奈川県会 設立記念大会」開催される

平成25年4月16日

日本公認会計士協会の14番目の地域会として、「日本公認会計士協会神奈川県会」が本年4月誕生した。神奈川県会は、会員・準会員を合わせ約1,400名にのぼり、東京会、近畿会、東海会に次ぐ4番目に会員数が多い地域会となる。

4月16日には、横浜ロイヤルパークホテルにおいて設立記念大会が開催され、多数の神奈川県会会員の他、山崎彰三会長以下の本部役員、東京会役員並びに神奈川県選出の国会議員、神奈川県副知事、横浜市長等の来賓が祝いに駆けつけ、神奈川県フィルハーモニー管弦楽団の弦楽アンサンブルが奏でられる中、盛会な設立記念大会となった。



「古川俊治国政報告会」開催される

平成25年4月18日

参議院・財政金融委員会の委員でもある古川俊治議員の国政報告会が都内のホテルポール麹町で開かれた。古川議員は、医師・弁護士・大学教授としての豊富な経験と見識を活かし、急速に進む超高齢化社会の中、問題が山積する保険、医療、福祉などの分野で活躍をされている。当日は自

民党の石破幹事長、岸田外務大臣、高市政調会長をはじめ多くの関係・党役員が挨拶され、今夏の参院選(埼玉選挙区)で再選を目指す古川議員を激励された。また、当政治連盟及び「公認会計士



による古川俊治後援会」からも多数の役員が参加し、同議員を激励した。

「21世紀を拓く会勉強会」開催される

平成25年4月25日

4月25日、棚橋泰文議員主催の「21世紀を拓く会勉強会」が、ホテルニューオータニ(東京千代田区)において開催された。棚橋議員は、岐阜2区選出、当選6回の自民党衆議院議員である。弁護士として活躍後、政治家に転身、第二次小泉改造内閣で科学技術等担当大臣を歴任し、現在、党政調会長代



りに就任している。

この日の勉強会では、現在の政局及び経済状況、TPP交渉問題、第96条に関する憲法

改正及び選挙改革など、幅広いテーマについて、党の政策運営を行う責任者の立場から説明が行われた。

公明党 山口代表を訪問 森 次期日本公認会計士協会会長

平成25年4月26日

日本公認会計士協会の次期会長に決定している森 公高副会長が、4月26日、国会参議院会議室に公明党の山口那津男代表を訪問し、挨拶を行った。なお、訪問には木下俊男幹事長が同行した。

国会開会中のお忙しい時期にもかかわらず、公明党からは、山口代表の他、

党日本公認会計士懇話会の魚住裕一郎会長、松 あきら副会長、竹内 讓幹事長、竹谷とし子副幹事長、高木美智代、山本博司、石川博崇 各幹事にもご同席をいただき、今後の当政治連盟の活動についてご支援をお願いした。



談話室

日本がゴールデンウィークの真只中、安倍首相はロシアを公式訪問し、プーチン大統領と北方領土の問題について会談を行い、交渉の再開を盛り込んだ共同声明を発表した。安倍首相もプーチン大統領も北方領土問題を解決するためには時間がかかることを前提に、この困難な問題を一気に解決する魔法の杖はないし、日ロ両国間の隔たりは大きいことを認識しているようだ。更には第2次世界大戦後67年を経ているにもかかわらず、日ロ平和条約が締結されていない状態は異常であるとの認識でも両国首脳は一致している。今更ながら日本とロシアの間で平和条約が未だ締結されていないというのは驚きである。

この日ロ会談を具現化したのは森喜朗元首相であることは有名である。森首相が時にプーチン大統領と極めて親密な関係を築き上げ、そのパイプを利用しての今回の日ロ会談だ。森元首相がロシアとの関係では大きな力を今なお保持していること

にいささか驚きを隠せないが、安倍首相の特使としてロシアを訪問し今回の日ロ会談を実現させた功績は大きい。

領土問題はどの世の中でも、どの国同士でも極めて難しい問題である。その領土の主権がどちらの国に帰属するのかという大きな課題とともに、その領土問題が周辺国家に与える影響、経済や軍事政策に与える影響、周辺国に対する向き合い方々々、本来の領土問題に派生してくる様々な問題が大きいのしかかってくる。

しかし一方では、領土問題にさらされている領土に既に住んでいる住民の意向・意識も充分考慮される必要がある。北方四島にしても、尖閣諸島にしても実質的に支配しているのは、そこに住んでいる住民またはそこで生活している住民であるべきだ。その住民たちの意向が無視されての領土問題に関する議論は、まさに国民不在の政治の世界だけの議論になりがちだ。どの領土問題でもまずは住民の意向、これが基本である。